

# 法定福利費変更及び注意事項

日本金属工事業協同組合

社会保険委員会

委員長 久米 克昌

平成 29 年 2 月 15 日

今年 4 月 1 日より、法定福利費に該当する現場において未加入者の現場労働は禁止されます。

会員皆様の加入状況はいかがでしょう？

国交省による働きかけから 3 年を経て運用上様々な問題などが発生し幾らの許容を含めた事項が確認されています。今年 4 月 1 日を控え改めて注意点を上げさせていただきます。

1. これまで法定福利費の入金支出について預り金として一致させる事とされてきましたが、管理の煩雑などより差額については損益管理として処理が可能となりました。  
ただし、出来る限り入金した金額は現場労働者に支払努力は重要です。
2. 今年 4 月 1 日より未加入者による現場施工（法定福利該当現場）は完全に禁止されます。  
万が一、未加入者と発覚した場合は現場労働者が罰せられます。また、悪質な業者は経営者も同罪とみなされ建設業法により懲役 1 年未満の刑となりますので充分注意をしてください。  
年 1 回は現場労働者の保険年金の支払確認をする事をお勧めします。